

介護保険事業者等の指定等の基準条例等の改正等について（案）

地 域 福 祉 課

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の公布により、介護保険法等の一部が改正されたことを踏まえ、厚生労働省が示す基準省令に準拠して介護医療院の基準条例を制定するとともに、基準省令に準拠して制定している条例の改正等を行う。

1 条例の制定 … 3～4 ページ

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について（案）

2 条例の改正 … 5～6 ページ

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（案）

3 条例の廃止 … 7 ページ

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の廃止について（案）

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について（案）

1 制定趣旨

介護医療院が有すべき人員、施設及び設備並びに運営に関する事項について、厚生労働省が示す基準（省令）に準拠して広島県条例等を制定（平成30年4月1日施行予定）する。

【介護医療院について】

(1) 設立経緯

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）が、地域別に異なる高齢者のニーズと医療・介護の実情を正確に把握し、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援するための地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援を一括して提供するシステム）の構築を目指し、公布された。

その中で、**住まい・医療・介護・生活支援の4要素**を満たし、医学的な管理が必要となった後も、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう支援する施設として介護医療院が創設された。

(2) 位置付け

現状では、介護と医療のサービスを提供する必要がある要介護者を入所させ、医学的な管理のもとで介護サービスを提供する施設として、次の2施設があるが、介護医療院は、これらの施設が有する機能を統合し、住まいとしての機能を充実させ、在宅復帰を目指す要介護者から長期療養を要する要介護者まで、総合的なニーズに対応できる施設として設立された。

① 介護療養型医療施設（以下「介護療養病床」という。）

病院や診療所の病室・療養病床のうち、法の指定を受け65歳以上の要介護者を比較的長期に入院させる施設。医療法の許可を前提とするため、治療の必要がなくなった患者は退院せなければならぬため、慢性期の疾患を抱える患者への対応が困難。

② 介護老人保健施設（以下「老健」という。）

病院（介護療養病床）等を退院した要介護者が在宅復帰できるよう、短期間（原則として3か月間）で、在宅復帰を目指し、主としてリハビリテーションの提供を行う施設。

2 条例等制定の理由等

介護保険制度においては、介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準について、法の委任により制定される厚生労働省令で、県条例等の整備が必要とされている。

3 厚生労働省令の概要

(1) 介護医療院の基準

① 提供するサービスの種類

介護療養病床（機能強化型）相当サービス（I型）と、介護老人保健施設相当以上のサービス（II型）の2種類。

② サービス提供単位

介護医療院のI型とII型のサービスについては、介護療養病床において病棟単位でサービスが提供されていることに鑑み、療養病棟単位で提供するが、規模が小さい施設については、これまでの介護療養病床での取扱いと同様に、療養室単位でのサービスを可能とする。

③ 人員配置

開設に伴う人員基準については、日中・夜間を通じ長期療養を主目的としたサービスを提供する観点から、介護療養病床と老健の基準を参考に

ア 医師、薬剤師及び介護職員は、I型とII型に求められる医療・介護ニーズを勘案して設定

イ 看護職員、リハビテーション専門職、栄養士、介護支援専門員、診療放射線技師及びその他の従業者は施設全体として配置

④ 設備

療養室については、定員4名以下1人あたり床面積を8.0 m²/人以上とし、療養環境をより充実する観点から、プライバシーの確保に配慮した療養床を備えることとする。

また、療養室以外の設備基準については、介護療養病床で提供される医療水準を確保する観点から、医療法（昭和23年法律第205号）等において求められる衛生面での基準と整合性を図ったうえで、診察室、処置室、機能訓練室、臨床検査設備、エックス線装置等を求めることがある。

⑤ 運営

運営基準については、介護療養病床の基準と同様としつつ、他の介護保険施設との整合性や長期療養を支えるサービスという観点も鑑みて設定することとする。

⑥ 医療機関との併設の場合の取扱い

医療機関と併設する場合については、医療資源の有効活用の観点から、宿直の医師を兼任できるようとする等の人員基準の緩和や設備の共用を可能とする。

⑦ ユニットケア

他の介護保険施設でユニット型を設定していることから、介護医療院でもユニット型を設定することとする。

(2) 介護医療院への転換

① 基準の緩和等

介護療養病床又は医療療養病床から介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養病床又は医療療養病床が転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行うこととする。

② 介護療養型老健についても、同様の転換支援策を用意するとともに、転換前の介護療養病床又は医療療養病床では有していたが転換の際に一部撤去している可能性がある設備等については、サービスに支障の無い範囲で配慮を行うこととする。

(3) 身体的拘束等の適正化（今回の制度改正で、入所施設すべてに同様の改正が行われる予定）

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。

（基準）

身体的拘束等の適正化を図るために、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

4 根拠規定

改正介護保険法第107条から第115条まで（平成30年4月1日施行）

5 スケジュール等（予定）

- 平成29年12月 関係団体への意見照会（平成30年1月16日まで）
- 平成30年 1月 社会福祉審議会での審議
- 平成30年 2月 広島県議会2月定例会に提案
- 平成30年 4月 条例施行

【出典】H30.1.29広島県社会福祉審議会 資料2

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（案）

1 趣 旨

介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下「基準省令」という。）により、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等の一部が一括して改正されたことを踏まえ、基準省令に準拠して該当する県条例を改正する。

2 基準省令により改正される省令（案）の一覧

	基 準 省 令	条 例
①	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）
②	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）	介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）
③	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）	老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第7号）
④	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第9号）
⑤	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）	介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第10号）
⑥	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）	介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第11号）
⑦	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）	老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第8号）
⑧	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）	社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）

【出典】H30.1.29 広島県社会福祉審議会 資料2

3 主な改正点

(1) 共生型サービスの創設（①及び②関係）

65歳以上となった障害者が、使い慣れた障害福祉サービス事業所を継続的に利用することを可能とし、福祉人材の活用を図りながら適切なサービス提供を図るため、介護保険サービス（訪問介護、通所介護など）と障害福祉サービス等（日中活動事業、障害児通所支援事業など）の相互の制度で、介護保険事業者と障害福祉サービス等事業者が同様のサービスを提供するものについては、指定要件等を共通化し、高齢者と障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を創設することとされた。

〔訪問介護、通所介護、（介護予防）、短期入所生活介護〕

(2) 身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け（①～⑧関係）

施設の開設者は、入所者に対して身体的拘束等を行う場合、その時間及び緊急やむを得ない理由等を記録することが義務付けられていたが、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、身体的拘束等の適正化のための指針の整備等さらなる適正化を図るための措置が義務付けられた。

〔（介護予防）、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム〕

(3) 指定（介護予防） 福祉用具貸与事業者に対して利用者への資料提供を義務付け（①及び②関係）

福祉用具を貸与する際には、利用者に①当該福祉用具の全国平均貸与価格、②代替する他の福祉用具の情報を提供することを義務付け、利用者に不利な条件で貸与が行われないよう配慮された。

4 根拠法

- 老人福祉法第17条
- 介護保険法第42条、第54条、第70条、第72条の2、第74条、第86条、第88条、第97条第115条の2、第115条の2の2及び第115条の4
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条
- 社会福祉法第65条

5 今後のスケジュール（予定）等

- 平成29年12月 関係団体に意見照会
- 平成30年1月 社会福祉審議会での審議
- 平成30年2月 広島県議会2月定例会に提案
- 平成30年4月 条例等施行（3の（3）の①については、平成30年10月1日）

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の廃止について（案）

1 趣旨

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」の施行に伴い、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業者の指定及び指導監督等に係る権限が市町へ移譲されることとなったため、同事業の指定等の基準を定める条例等を廃止する。

【権限移譲の背景】

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成するケアプランと介護給付の適正化との間には密接な関係があり、保険者である市町村が、指定居宅介護支援事業者の育成に努めるべきであるとして、指定等の権限が移譲されることとなった。

【改正経緯】

権限が移譲される市町へ事務引継ぎ等について説明するとともに、県が指定権限を有する指定居宅介護支援事業者へ指定権者変更について説明を行うなど、関係者の十分な理解・情報共有を行ったうえで、県議会2月定例会に提案するものである。

2 根拠規定

改正後の介護保険法第46条第1項（平成30年4月1日施行）

3 条例の施行期日等

平成30年2月定例会に提案し、平成30年4月1日施行とする。